

みのおアジェンダ 21 の会則

みのおアジェンダ 21 の会

みのおアジェンダ 21 の会会則

制定 平成 12 年 6 月 4 日

改正 平成 13 年 5 月 26 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、みのおアジェンダ 21 の会という。

(事務所)

第 2 条 この会は、主たる事務所を箕面市内に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、地球環境を保全するために市民・事業者・行政が一体となって立案した箕面市地球環境保全行動計画（以下「計画」という。）を広く普及し、推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画の実行並びに普及のための企画及び活動
- (2) 計画の実行並びに普及のための情報収集及び広報
- (3) 計画の進捗状況の点検及び評価
- (4) 会員間の交流及び情報交換
- (5) その他、この会の目的にそった活動

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 この会は、次の会員によって構成する。

- (1) 個人会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 この会の目的に賛同し、会費を納入するものは、誰でも会員となることができる。

2 入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、次に定める年額会費を納入しなければならない。なお、会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

- (1) 個人会員 1口 500円 1口以上
- (2) 団体会員 1口 5,000円 1口以上
- (3) 賛助会員 1口10,000円 1口以上

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

第3章 役員

(種別)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、総会が開催されるまでの間において役員を補充又は増員する必要がある場合においては、理事会で選任することができる。この場合においては、直後の総会で承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、理事の互選により定める。
- 5 副理事長は、理事長が選任する。
- 6 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第10条 理事長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用の弁償)

第13条 役員が、その職務を執行するために要した費用は、弁償することができる。

第4章 総会

(成立要件)

第14条 この会の総会は、出席した個人会員及び団体会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

(権能)

第15条 総会は、次の事項について議決する。

(1)会則の変更

(2)解散

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員の選任又は解任

(6)その他運営に関する重要事項

(開催)

第16条 通常総会は、1年に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき。

(2)監事が第10条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第17条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第2号の規定による場合は、監事が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長が当たる。ただし、第16条第2項第2号の規定による場合は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議決)

第19条 総会の議決事項は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

第5章 理事会

(権能)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第22条 理事会は、理事長が認めた場合に開催する。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第25条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第6章 資産及び事業計画

(資産)

第26条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 助成金、補助金

(7)その他の収入

(経費の支出)

第27条 この会の経費は、資産をもって支出する。

(事業計画及び予算)

第28条 この会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第29条 第28条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第30条 理事長は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第31条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 顧問、相談役

(委嘱等)

第32条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事長が委嘱する事項について助言する。

4 顧問及び相談役には、理事長が委嘱した事項を執行するために要した費用を弁償することができる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則の変更は、総会において出席者の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第34条 この会は、総会の決議により解散する。

2 総会の決議により解散する場合は、出席者の5分の4以上の議決を得なければならない。

第9章 雑則

(事務局)

第35条 この会の事務を処理するために、事務局を置く。

(委任)

第36条 この会則に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この会則は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1)理事長

石川照二

(2)副理事長

北谷竹生

佐藤吉憲

(3)理事

石原辰哉

神代繁近

北川照子

小枝正幸

志茂正

杉立知恵

太嶋清恵

塚本孝一

辻尾榮市

橋本啓子

本多孝

増田良明

(4)監事

今枝章平

盛山喜弘

3 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによる。

- 4 この会の設立初年度の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

附則

この会則は、平成13年5月26日から施行する。